



# 「福岡県小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業」のご案内

令和元年8月1日事業開始

小児・AYA世代（※）のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができます。県内の一部市町村では、在宅介護サービスに係る利用料を助成しています。

福岡県は、「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」に取り組む市町村を支援します。

（※）AYA世代…「Adolescent and Young Adult 世代」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

## 実施市町村（令和4年1月1日時点）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、新宮町、粕屋町、筑前町、大刀洗町

最新の情報は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gan-zaitaku.html>）でご確認ください。

## 事業概要

### 対象者

#### 40歳未満のがん患者

（介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準に該当する方）

\*他の制度で同様のサービスを利用できる場合、対象とはなりません。



### 対象となるサービス

#### ① 訪問介護

身体介護（入浴、排せつ、食事の介助）

生活援助（掃除、洗濯、調理等の介助）

通院等乗降介助（通院等のための車両への乗車又は降車の介助）

#### ② 訪問入浴介護

#### ③ 福祉用具の貸与・購入

車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、歩行器、移動用リフト、自動排泄処理装置、腰掛便座、入浴補助用具など

### 自己負担

#### サービス費用の1割（利用上限額：60,000円/月）

\*ひと月のサービス費用が6万円を超えた場合、その月の6万円を超えた部分は全て自費となります。



◆事業内容は市町村によって異なる場合がありますので、事前に裏面の問い合わせ先までお尋ねください。



福岡県 保健医療介護部がん感染症疾病対策課

TEL :092-643-3317(直通) FAX :092-643-3331 E-mail :[shippei@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shippei@pref.fukuoka.lg.jp)

令和4年1月作成



## 実施市町村の問い合わせ窓口(令和4年1月1日時点)

	担当部署	電話番号	事業開始	助成方法	利用できるサービス事業所の指定	①訪問介護	②訪問入浴介護	③福祉用具の貸与・購入
北九州市	難病相談支援センター	093-522-8763	令和2年7月1日	償還払い	なし	○	○	○
福岡市	地域医療課	092-711-4892	令和2年7月1日 (適用:令和2年4月1日)	償還払い	なし	○	○	○
大牟田市	福祉課	0944-41-2668	令和3年10月1日	償還払い	なし	○	○	○
久留米市	保健所健康推進課	0942-30-9729	平成31年4月1日	現物給付	あり	○	○	○
田川市	保健福祉課	0947-85-7118	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
柳川市	健康づくり課	0944-77-8536	令和2年1月1日	償還払い	なし	○	-	○
八女市	健康推進課	0943-23-1201	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	-	○
行橋市	地域福祉課	0930-23-8888	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
筑紫野市	健康推進課	092-920-8611	令和2年3月4日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い ※代理での業者払いも可	あり	○	-	○
春日市	健康スポーツ課	092-501-1134	令和2年2月18日	償還払い ※代理での業者払いも可	なし	○	○	○
大野城市	すこやか長寿課	092-501-2222	令和2年2月10日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	○
宗像市	健康課	0940-36-1187	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
太宰府市	元気づくり課	092-928-2000	令和2年5月12日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	○
古賀市	福祉課	092-692-1078	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	-	○
朝倉市	健康課	0946-22-0399	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
みやま市	健康づくり課	0944-64-1515	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	-	○
糸島市	健康づくり課	092-332-2069	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
那珂川市	健康課	092-953-2211	令和2年3月23日 (適用:令和元年8月1日)	償還払い	なし	○	○	○
宇美町	健康福祉課	092-934-2243	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
新宮町	健康福祉課	092-962-5151	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	-	○
柏屋町	介護福祉課	092-938-0229	令和2年4月1日	償還払い	なし	○	○	○
筑前町	福祉課	0946-23-8490	令和3年8月1日	償還払い	なし	○	○	○
大刀洗町	健康課	0942-77-1377	令和3年4月1日	償還払い	なし	○	-	○

### 手続きの流れ (償還払いの例)

1. 利用申請
2. 利用決定の通知
3. サービスの利用
4. サービス利用料の支払い
5. 助成金の請求
6. 審査、助成金の支払い

利用者は、申請書・医師意見書等を市町村の担当窓口に提出してください。  
申請内容を審査し、市町村から決定通知を送付します。

利用者は、介護サービス事業者と契約を行い、サービスを利用してください。  
利用者は、介護サービス事業所で請求された額の全額をいったん支払ってください。

利用者は、請求書・領収書等を市町村の担当窓口に提出してください。  
申請内容を審査し、市町村から助成金が支払われます。

◆申請の流れは市町村によって異なりますので、事前に上記の問い合わせ先までお尋ねください。